船舶所有者
船長・船員　読本

安全衛生の手引き

～ みんなで協力 なくそう災害 ～

神戸地方船員労働安全衛生協議会
神戸運輸監理部

— 平 成 ２ ６ 年 ６ 月 発 行 —

この冊子についての問い合わせ先

神戸運輸監理部　海上安全環境部　船員労働環境・海技資格課　℡ 078-321-7053
神戸運輸監理部　海上安全環境部　運航労務監理官　℡ 078-321-7058

○ イラスト：有村 綾

【 船長等船内安全責任者の皆様 】

既に皆様の船内においては、安全・衛生担当者を中心に快適で安全な作業環境の維持・改善に取り組んでいらっしゃる事と思います。 日々同じ事の繰り返しの取組みとなりますが、時には規則を見たり、手順書を見たりし、基礎部分の補強は絶えず必要ではないでしょうか。

本書は、船員法及び労働安全衛生規則に則り、船内で実行すべき基礎的な活動を支えるため編纂しています。

是非、お手元に置いていただき、安全衛生デーや一斉点検、新人教育などにご活用いただければ幸いです。

【船舶所有者、安全衛生管理責任者の皆様 】

日頃から船員に対する安全衛生教育を実践され、ご苦労されていると存じ上げます。

安全確保、環境改善、疾病予防は、海上企業運営の要諦でありますが、ともすれば船長など現場に任せきりと言った事も多いと聞きます。

本書は、船員法及び労働安全衛生規則に則り、船内で実行すべき基礎的な活動を支えるため編纂しています。

是非ご一読いただき、船員教育、環境改善の活動にお役立ていただければ幸いです。

＜法令等の名称の表記について＞

本書では、関係法令名を以下のとおり略して記載しております。

・船員法・・・「船員法」
・船員法施行規則・・・「施行規則」
・船員災害防止活動の促進に関する法律・・・「促進法」
・船員労働安全衛生規則・・・「労安則」

目　　次

【安全編】
船内の整理・整頓 — 1
安全教育・訓練の実施 — 2
安全な通路・足場の確保 — 3
保護具の使用・着用 — 4
トラマーク（警戒塗色） — 5
接触防護措置の徹底 — 6
安全管理で火災予防 — 7
管系統の色分け表示 — 8－9
各種の安全標識 — 10－11
漁船の安全対策 — 12
ケミカル船の安全対策 — 13
ガット船の安全対策 — 14

【衛生編】
健康増進、疾病予防 — 15
船内衛生、水質管理 — 16
船内の食事管理 — 17
医療報告書の活用 — 18

【記録編】
安全担当者記録簿 — 19
衛生担当者記録簿 — 20
発航前検査記録簿 — 21
定期的な自主点検で早期改善 — 22

【その他】
船内安全衛生委員会の設置 — 23
労働時間の短縮推進 — 24
必ず、安全定員確保 — 25
関係機関等ホームページ — 26

～参考様式～
・発航前検査等記録簿
・医療報告書（参考書式）
・通常配置表
・安全衛生チェックリスト

労安則17・20条

安全確保の基本

船内の整理・整頓

船内の整理・整頓は、皆さんの安全を守るための基本となるものです。必要な器具類を分りやすく整理・整頓し、不要な物は邪魔にならないよう片付け、船内環境を常に良好な状態に保つよう心がけましょう。

器具類は、いつでも正常に使用出来るよう、常に点検しましょう！

要・不要　キチンと分別　整理・整頓

災害防止の第一歩

安全教育・訓練の実施

労働災害は、作業についての知識不足や未熟練、逆に慣れからくる安全意識の欠如等による、不安全行動に起因する部分が多くみられます。

講習会やミーティングなど、様々な機会での安全教育を実施し、安全な作業に対する理解を深めましょう。

作業前　みんな揃って　ミーティング

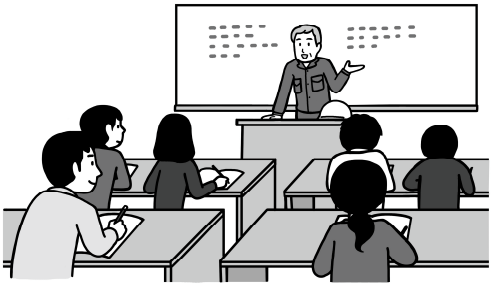

教育と訓練で培う確かな目

海中転落防止のために

安全な通路・足場の確保

上陸して飲酒後に帰船する際や、航行中の船体動揺等により転落し、死亡・行方不明となる事故が後を絶ちません。

安全な通路・足場を確保することは、もちろん必要ですが1人で行動する際は、くれぐれも気をつけて下さい。

安全な　通路確保で　転落防止

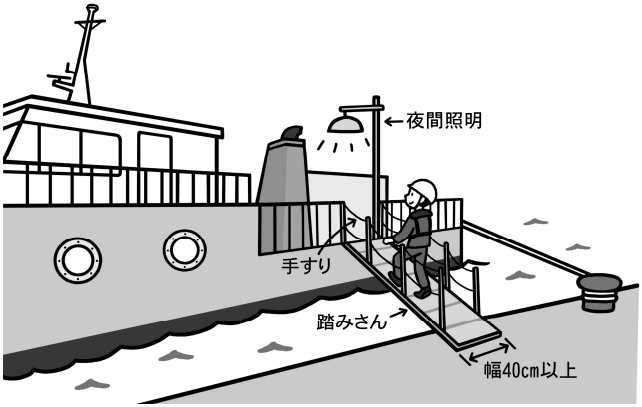

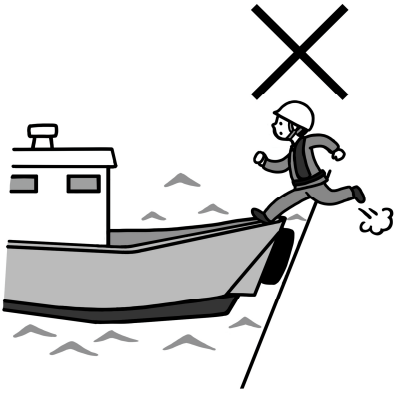

「跳べるはず」

そのおごりが

いのちとり

自らの命を守るために

保護具の使用・着用

出入港作業・荷役作業・漁ろう作業・げん外作業に加え、機械の点検・整備作業など、数多くの船内作業があり、各作業にはそれぞれ危険が潜んでいます。

もしもの場合、備えの有無で被害程度が大きく変わってきますので、作業内容に適応した装備を励行して下さい。

自らの

命を守る

各種保護具

保護具つけ

基準遵守で

安 全 作 業

視覚に訴え、注意喚起

トラマーク（警戒塗色）

視覚に訴える注意力の呼び起こしは、大変効果的な方法とされています。

船内の各所に存在する、つまづきや頭などをぶつけるおそれのある箇所には、トラマーク（警戒塗色）を施すとともに、可能な部分には安全な覆いを設けましょう。

油断大敵、備えあれば

接触防護措置の徹底

船内では限られたスペースに多くの機械類が設置されており、一瞬の不注意が大災害をまねくおそれがあります。

機械の回転部分や高熱を帯びた箇所には、安全カバーや適切な囲い・被覆等を設置することにより、接触防止を徹底してください。

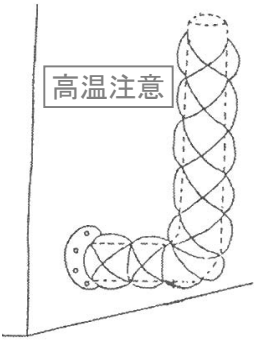

危険箇所
囲い・被覆で
接触防護

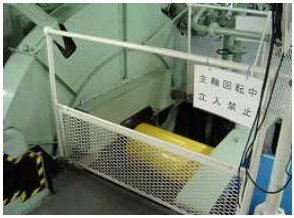

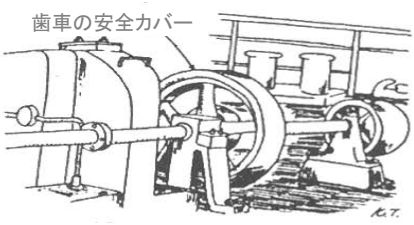

点検・補修等は、確実に動力を停止し
安全を確認した上で、保護手袋を着用し作業しましょう。

火気厳禁、管理の徹底

安全管理で火災予防

船内には燃えやすい物が多く存在し、これらを放置したり管理方法を誤った場合、火災の原因となる危険性があり、大変危険です。

適正な管理、使用を徹底し、火災予防に努めてください。

使用済みウエス等、油の染みこんだ物は、必ず防火性のあるフタ付き容器に入れましょう。

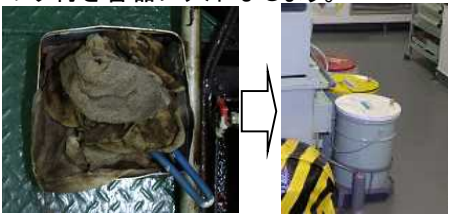

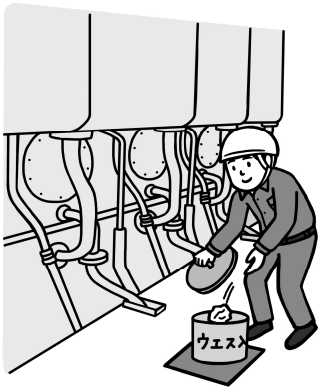

こんな状態は、**危険**です。
必ず、**フタ付き容器**に入れましょう。

徹底管理と　正しい使用
火災予防の出発点

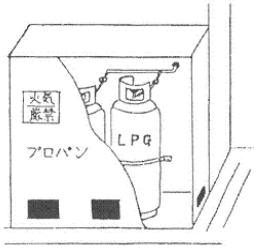

プロパンガスは便利な燃料ですが、万一ガス漏れが発生した場合、中毒や爆発の危険性があります。
（注意：空気より重く、下部に充満しやすい。）

明確表示で、すぐに識別

管系統の色分け表示

船内の配管は大変複雑なものです、間違ったバルブ操作を行なわないよう、誰でも一見して識別できるように規定された色分け表示を明確に施しましょう。

また、安全上必要な箇所には、電圧を赤色で表示し、危険予防に努めてください。

管系の識別（規則　第23条）

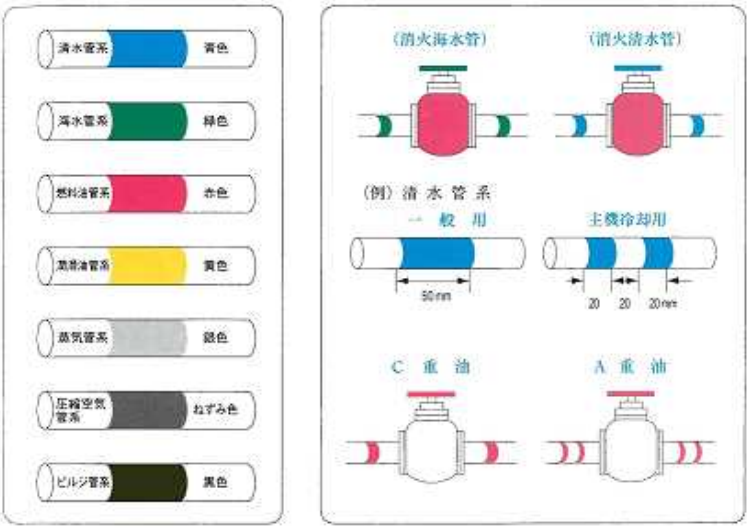

安全上必要な箇所には、電圧を赤色で表示してください。

電圧の表示例（規則　第23条）

管系統の色分け表示例

一目見て

誰もが識別

色分け表示

はっきり認識、安全行動

各種の安全標識

防火標識・禁止標識・危険標識・注意標識・救護標識・用心標識など、各種の安全標識は視覚を通して具体的な危険等を示し、作業や行動する際の注意を促します。

また、夜光塗料を用いた方向標識や指示標識も安全行動への重要な情報源となります。

＜標識例＞

防火・危険標識等

夜光塗料を用いた
方向標識・指示標識

標識は　危険回避の　道しるべ

安 全 標 識 一 覧 表（例）

	標識表示個所	標識	
危険物を付ける警告標識を	危険物を積んだ場所の見易い個所（規則 第24条第1項）	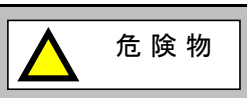	● 高圧ガス、腐食性物質、有害性物質等を積込んだ場合（危険物の種類を摘宜記入）
	船用危険物を積載する場所の見易い個所（規則 第24条第1項）		● 冷凍用冷媒ボンベ置場・消火用炭酸ガスボンﾍﾞ室入口（危険物の種類を摘宜記入）
	火薬庫について第3種標識（規則 第24条第1項）		● 基本形＋図記号＋補助標識による組合わせ標識を第3種標識という
危険物を付ける禁止標識を	危険物を積んだ場所の見易い個所（規則 第24条第1項）		● 火薬類、引火性液体類を積み込んだ場合
	船用危険物を積載する場所の見易い個所（規則 第24条第1項 および第2項）		● 溶接用アセチレン、酸素ボンベ置場 ● ギャレー用ﾒﾀﾝ・ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ置場 ● ペイントストアー入口、燃料タンク付近、燃料清浄機、電池室入口
標識防火	消火器具置場（規則 第24条第2項）		● 消火器具置場
注意箇所を付ける警告標識を	墜落の危険のある個所（規則 第24条第2項）		● 墜落の危険のある開口
	禁止の表示を必要とする個所（規則 第24条第2項）		頭上注意（他に、滑面注意・階段注意） 障害物注意は文字による補助表示をする
	高圧電路の露出個所（規則 第24条第2項）	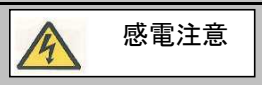	無線空中線引込口、配電盤入口等 （表示個所により、縦型・横型を使用する）
救護・誘導・指導の安全状態標識	救護設備のある個所（規則 第24条第2項）		救護室・救急箱置場・担架置場等を黒色で適宜記入する
	避難口誘導（規則 第24条第2項）		避難口誘導
	通路誘導		通路誘導
放射能標識の禁止標識	係員以外の立入を禁止する個所（規則 第24条第2項）		船橋入口、操舵機室入口、機関室入口、ﾎﾟﾝﾌﾟﾙｰﾑ入口、ﾄﾞﾗｲｴｱﾕﾆｯﾄ、ﾌｧﾝﾓｰﾀｰ入口等
	放射能による被爆のおそれがある個所		組合わせて第3種標識と出来る
指示標識	作業に関する指示が必要な個所 修理・故障の表示等	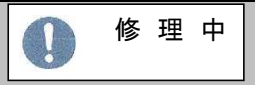	工事中、作業中、安全帽着用など指示する場合に表示する
	安全意識を高揚させるのに適当な個所（規則 第24条第2項）		作業場所の見易い個所に表示する
蓄光安全標識	夜光塗料（りん光材料）による安全標識 （規則 第24条第3項）	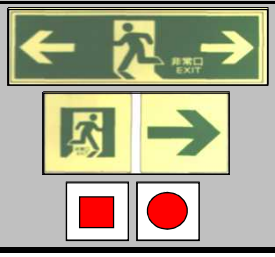	● 非常の際に脱出する通路、昇降設備及び出入口 ● 消火器具置場 （但し、非常照明装置が設けられている個所に付いてはりん光塗料を用いなくてよい）

（注）1. 上記標識は、『安全標識一一般的事項JIS Z 9104-2005』に基づいた例示のものである。

2. 備考欄の●印を付した個所は、船員労働安全規則第24条により、その表示が必要となる個所である。

特に漁ろう作業に注意

漁船の安全対策

兵庫県の漁船における災害発生は、一般船舶及びその他船舶に比べ突出しており、効果的な安全対策が必要です。

中でも、作業別では漁ろう作業や漁獲物取扱作業での災害発生が多く、態様別では転倒や動作の反動・無理な動作によるものが多いので、特に注意をしてください。

見張りの配置や

合図など相互確認の

徹底が重要です

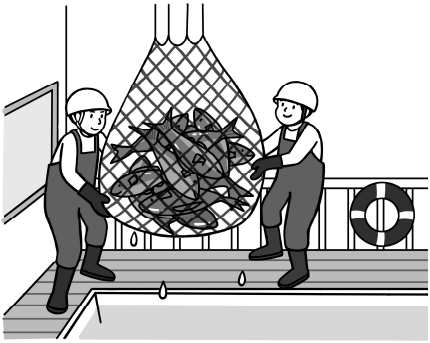

【安全作業手順確認】

操業前

漁具・ロープ類・連結金具等の点検（摩耗・変形等は早めに交換）
ウインチ類の点検（ブレーキ・クラッチ作動確認、グリースアップ）
保護具の着用（ヘルメット・手袋・滑り止め長靴・作業用救命衣等）

投網・揚網

作業時には、船体動揺に特に注意
ロープ等のもつれは解いておく、輪状部分には足を入れない
網・綱に不用意に近づかない、乗らない、またがない、触らない
綱の急激な張り、浮子のあばれ、吊り下げた網の振れに注意
足下が滑りやすいのでしっかりした足場を確保

漁獲物取扱

血ノリ・ヌメリによる転倒や不自然な作業姿勢による腰痛等に注意
船体動揺での荷崩れや桶移動によるはさまれに注意

安全な　漁ろう作業で　大漁祈願

検知器具の適正使用

ケミカル船の安全対策

ケミカル船は、液体化学薬品（有害・危険物）を積載しており、引火による爆発や中毒の危険性が高く、荷役作業を中心とした各作業は、個別作業基準を遵守し、安全を確認する必要があります。

作業基準は、法令（労安則）による規定及び各団体や会社により定められたものを適確に実行しましょう。

作業基準の遵守は勿論ですが、作業に適した安全保護具の着用及び各種検知器具の使用が必要です。
また、必ず複数人で相互確認を行ないながら作業しましょう。

荷役作業基準例

1 荷役前の安全管理体制の確認
　① 事前打合せ（品目・量・パイプ等
　② 荷役関係者への周知
　③ 作業マニュアル、チェックリスト
　④ 医療機関などの連絡体制
2 必要に応じ、オイルフェンスの展張
3 消火・救命設備の準備
4 監視員の配置
5 主要バルブの開閉確認
6 荷役作業中止基準の遵守

作業前には、検知器具を使用し、正しくガス濃度を測定しましょう。

目に見えぬ　滞留ガスこそ　危険源

労安則28・48・51・55・59条

重大災害に直結
ガット船の安全対策

ガット船（砂利石材運搬船）船員の災害発生は、各設備の近代化や海洋土木工事の激減により、一時期に比べかなり減少しましたが、災害が発生した場合には、死亡事故を含め重傷度合いが高いといえます。

また、バケット交換作業や伝馬船の降下着水作業等の特有の作業時での災害が多いのも特徴的です。

バケットの交換作業は、高く狭い場所で行うためかなりの危険を伴います。
はしごを使い、安全な昇降に努めましょう。

また、バケットのグリスアップ作業は、低く足場のいい場所で作業しましょう。
加えて、サビ落としや溶接などの作業時は、防塵メガネ・マスクや保護面を着用し、作業環境を整えることが基本です

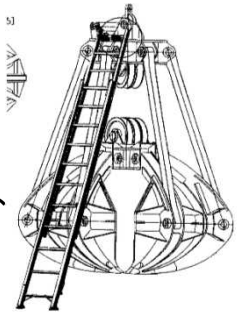

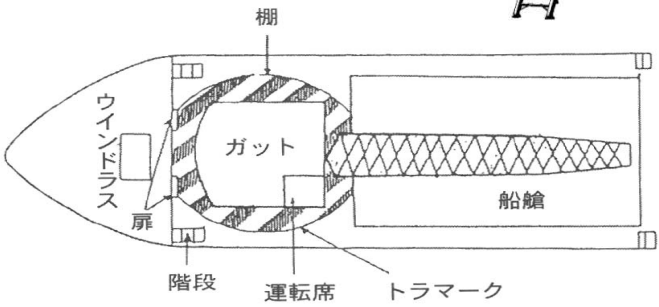

クレーン周辺の事故は、重大災害に直結します、特に注意しましょう。

・旋回範囲の外側に防護柵を設置し、不用意な進入を防ぐ。
・防護柵の内側甲板上に警戒塗色を施し、注意喚起を促す。
・パトライト設置や看視員の配置など、作業員への注意を徹底する。
・荷役作業側甲板を通行禁止とし、バケット内土砂等の落下に備える。

慣れ・油断　重大事故の　隠れみの

正しい知識で、自己管理

健康増進、疾病予防

船員の皆さんは、特殊な勤務形態から総じて不規則な生活で運動不足になりやすく、中高年層を主体に生活習慣病の発生が多いので、若年船員も含め常に自己の健康状態を把握し、予防意識を持つことが必要です。

また、新型インフルエンザやその他の感染症についても、常に意識を持ち、予防対策を強化する必要があります。

健康増進

予防意識と

自己管理

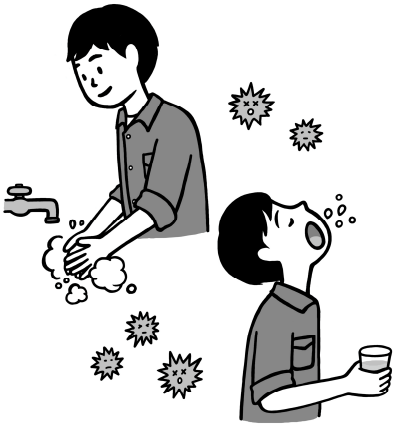

感染症

手洗い・うがい

予防の徹底

平成21年11月より、甲種及び乙種衛生用品表に
抗インフルエンザウイルス剤が追加されました。

体調維持のために

船内衛生、水質管理

乗組員に体調不良が起これば、船舶の安全航行や船内業務の遂行に支障が起きます。
衛生的な食品管理に加え、船内飲用水の適正管理は、乗組員の体調維持に直結する重要な事項です。
面倒くさがらず、正しい知識を持って管理しましょう。

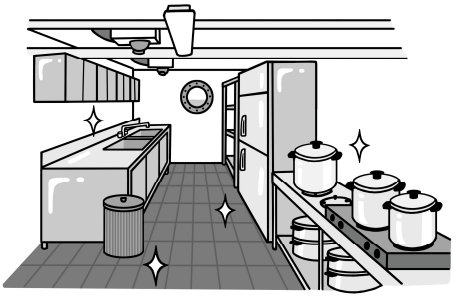

すぐ洗浄

常に清潔

船内衛生

タンクに貯蔵された後、長い管路を通って給水されるため、船内飲用水は常に汚染のおそれがあります。

【毎月の点検】
月1回以上、雑菌の繁殖を抑えるために遊離残留塩素濃度を測定し、必要に応じ塩素剤を投入。

【毎年の点検】
年1回以上、専門機関による、水道法水質基準に適合しているか検査。

法令による水質管理規定
（残留塩素濃度　0．1ppm以上が必要）

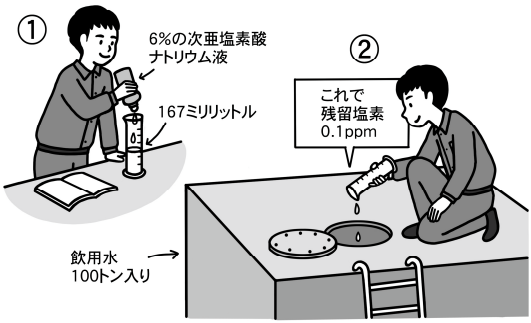

飲用水　汚染防止に　適正管理

健康的な船内生活を送るために

船内の食事管理

船内で食中毒が広がるようなことがあれば、船舶の安全運航に多大な悪影響を及ぼしてしまいます。また、栄養が偏った食事を摂り続ければ、様々な疾病にかかり健全に働く事が出来なくなります。

船内で食事を調理・管理する担当の方は、乗組員が健康的な船内生活を送れるように努めましょう。

食から始める　快適労働　安全

平水区域を航行区域とする船舶等を除く一定の船舶において、食料の調理を行う全ての者に対し、調理に関する業務の基礎的な知識を有する事が義務付けられました。

該当する船員は「調理教育修了等証明書」の交付を受けなければなりません。詳しくは神戸運輸監理部までお問い合わせください。（巻末連絡先参照）

船員法81条

けが人・病人への処置内容を記録しよう

医療報告書の備置・活用

船内で船員がケガや病気になったら、船内で適切な処置を行う事はもちろん、その後陸上の医療機関に治療を引き継ぐ場合に備えて、「医療報告書」を活用して症状や処置内容（使用薬品等）を記録しましょう。

※医療報告書の参考様式については、巻末を御参照下さい。

ミーティングや安全点検など

安全担当者記録簿

安全担当者は、船舶所有者の代行者として、船員の安全のための業務を現場で指揮する者をいい、安全管理に関する記録を作成し、保管しましょう。

また、船長は船内において、安全に関する事項の統括管理を行いましょう。

安全担当者記録簿　記入例

年 月 日	記　　事
平成 26.01.05	甲板の点検を実施し、表示が不鮮明であった突起部分にトラマーク（警戒塗色）を施した。
26.01.10	安全衛生デーにつき、全員でミーティングを行い、本社からの安全指示(作業手順の確認）を徹底した。
26.02.03	機関室内の点検を実施した。（結果：使用済みウエス入れ1個にふたが無かったので交換を指示）
26.02.10	安全衛生デーにつき、全員でミーティングを行った。また、安全標識・保護具について点検を行った。（結果：安全標識OK、損傷のためﾍﾙﾒｯﾄ1個交換）
26.03.10	安全衛生デーにつき、全員でミーティングを行い、他船で発生した災害事例（係船作業での事故）を紹介し、注意を呼びかけた。

水質管理や船内清掃など

衛生担当者記録簿

衛生担当者は、船舶所有者の代行者として、船員の衛生のための業務を現場で指揮する者をいい、衛生管理に関する記録を作成し、保管しましょう。

また、船長は船内において、衛生に関する事項の統括管理を行いましょう。

衛生担当者記録簿　記入例

年 月 日	記　　事
平成 H26.1.10	安全衛生デーにつき、全員でミーティングを行った後、船内清掃及び遊離残留塩素測定を実施した。（取水口及び結果：ギャレー蛇口、塩素濃度0.2ppm）
26.1.20	船内医薬品の点検を行なった。（規定医薬品OK、消毒液、絆創膏を追加）
26.2.10	安全衛生デーにつき、全員でミーティングを行った後、遊離残留塩素測定を実施した。（取水口及び結果：ギャレー蛇口塩素濃度0.1ppm）
26.3.05	○○保健所に水質検査を依頼した。（結果は、3月中旬予定）併せて、遊離残留塩素測定を実施した。（取水口及び結果：ギャレー蛇口塩素濃度0.1ppm）
26.3.10	安全衛生デーにつき、全員でミーティングを行い、新型インフルエンザについての感染予防策を確認した。
26.3.16	○○保健所に依頼していた水質検査結果が届いた。（結果：全ての項目で水道法の水質基準に適合）

自動車でいう始業点検など

発航前検査記録簿

船長は、毎発航時に行う操舵設備の発航前検査に加え、救命設備の点検（毎月1回）及び非常操舵操練（3ヶ月に1回）を実施し、公用航海日誌に記録しましょう。

記録簿　記入例（別様式での記録も可）

年月日 時分	事項	記事		
		舵の作動検査	装置目視検査	装置作動検査
H26.01.05 7:00	操舵設備の発航前検査	○	○	○
26.01.06 17:00	〃	○	○	○
26.01.08 5:00	〃	○	○	○
26.01.09 9:30	非常操舵操練 （前回21.10.10）			
26.01.09 13:00	救命設備点検 （前回21.12.10）			
26.01.10 8:00	操舵設備の発航前検査	○	○	○

注　：　1.発航前12時間以内に検査した場合を除く。
2.操舵設備以外にも、船体や機関、救命設備、貨物の積み付け状態、船舶職員など、航海を安全に支障なく成就するために必要な準備が整っていることを確認しなければなりません。

＊巻末に「検査記録簿」用紙を添付しておりますので、コピーしてご利用ください。

日頃からの意識が大事

定期的な自主点検で早期改善

運航労務監理官による船員法に基づく船舶監査や、安全衛生協議会が実施している訪船指導の結果によれば、特に下記の事項について不備等の指摘が増えています。

チェックリストを用いて、定期的な自主点検を行なって、常に良好な状態を保つよう心がけてください。

● **救命設備の点検整備 （施行規則3条の9）**
→自己点火灯の電池切れ、自己発煙信号の使用期限切れ等に注意！

● **燃えやすい廃棄物の処理 （労安則22条）**
→機関室で使用したウェスは、不燃性のフタ付き容器に入れる！

● **防火・禁止・危険標識 （労安則24条1項）**
→つけ忘れはないか？汚れ等で見えにくくなってないか？

● **床面のつまづき等からの措置 （労安則26条1項）**
→つまづきそうな足元はトラマークを塗る！

● **床面以外の突起部分の措置 （労安則26条2項）**
→狭い通路の頭上や水密扉の取っ手にはトラマーク塗りのカバーで保護！

● **飲用水水質検査、遊離残留塩素測定 （労安則40条の2）**
→定期的に実施して記録を残そう！

・・・など

＊巻末に「チェックリスト」用紙を添付しておりますので、コピーしてご利用ください。

災害・疾病は現場で起きてるんだ！

船内安全衛生委員会の設置

船員が常時5人以上である船舶では、船内安全衛生委員会を設置し、乗組員自身による安全衛生の取組体制を構築する必要があります。

- 船内安全衛生の向上に関する基本対策
- 発生した災害疾病の原因特定と再発防止対策

……等を審議し、船舶所有者へ意見を述べる。

安全衛生も ボトムアップで 効果向上！

●議事概要を記録し、事務所及び船内（写し）でそれぞれ3年間保存しなければなりません。

●船舶所有者は、船内安全衛生委員会より述べられた意見を尊重しなければなりません。

疲れは事故のもと

労働時間の短縮推進

海員の1日当たりの労働時間は、8時間以内とし、1週間当たりの労働時間は、基準労働期間について平均40時間以内と定められています。（例外規定も有り）

休日や休息時間など時間的なゆとりを確保し、心身両面の疲労回復を図り、安全と健康の維持増進に努めましょう。

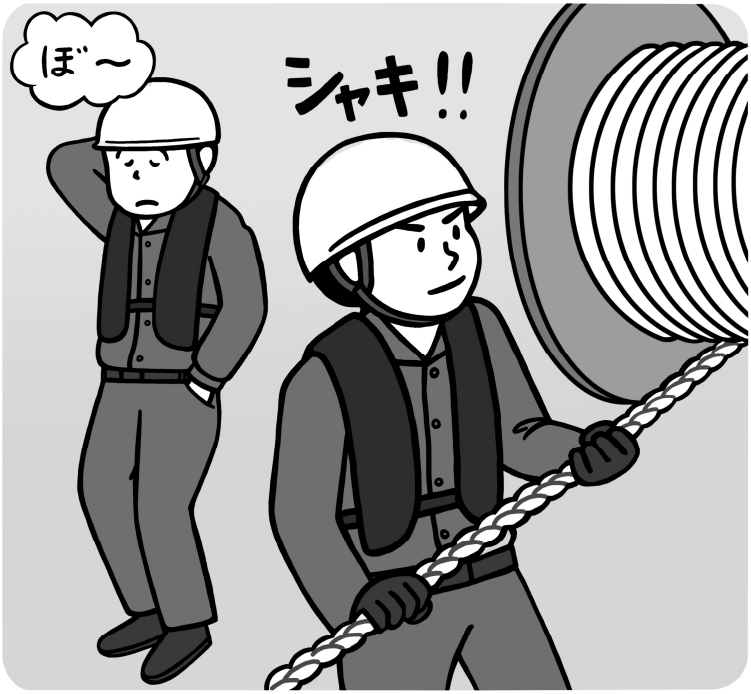

加重労働　事故のもと

スッキリ休憩　しっかり勤務

安全航行の基本
必ず、安全定員確保

安全最少定員とは、労働時間を遵守の上、船舶の航行の安全を確保するため、航海当直及びその他の作業を適切に実施するために必要な定員です。

条件に適合した定員を確保・配置しましょう。

1. 甲　板　部

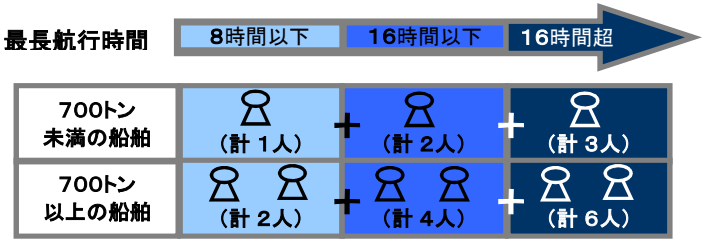

※自動操舵装置を有さない船舶の場合、更に増員が必要です。

2. 機　関　部

警報により、直ちに機関区域に行くことが措置されている船舶は、船舶職員法による配乗表によりますが、措置されていない船舶は、航行時間に応じ定員数が変わってきます。（下図参照）

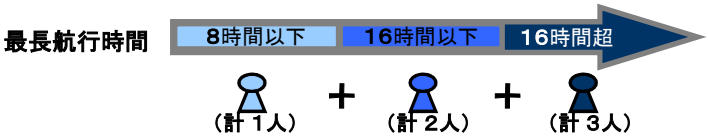

3. 出入港作業

出入港の際の総員配置において、1. 及び2. を基に算出された定員で足りない場合は、更に増員が必要です。

4. 当　　直

一当直ごとに船橋航海当直を担当する乗組員のうち少なくとも1人は、6級海技士（航海）又は、より上位の海技免状が必要です。

＊巻末に「通常配置表」用紙を添付しておりますので、コピーしてご利用ください。

船内から簡単チェック

関係機関等ホームページ

こんな場合の手続きは・・・？、この部分をもう少し詳しく知りたい・・・等々、可能ならば船内からパソコンでチェック、「お気に入り」への登録で次回から簡単アクセス。

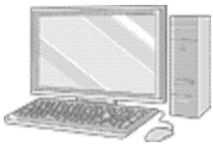

神戸運輸監理部

http://wwwtb.mlit.go.jp/kobe/

― 申請・手続き案内

http://wwwtb.mlit.go.jp/kobe/sinseitetuzuki/

― 船員法指定医

http://wwwtb.mlit.go.jp/kobe/sinseitetuzuki/01senin_tetuzuki/201011siteii.html

国土交通省

http://www.mlit.go.jp/

― 申請・届出等手続き案内

http://www.mlit.go.jp/appli/file000005.html#kaiji

日本海員組合

http://www.jsu.or.jp/

海上保安庁

http://www.kaiho.mlit.go.jp/

船員災害防止協会

http://www.sensaibo.or.jp/

(一財)船員保険会

http://www.sempos.or.jp/

~~― 無線医療センター~~ 削除

~~http://www.sempos.or.jp/jigyo_musen.html~~

(社)日本水難救済会

http://www.mrj.or.jp

運輸安全委員会　　船舶事故ハザードマップ

http://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/

～ 参 考 様 式 ～

適宜コピーするなどして御使用下さい。

● 発 航 前 検 査 等 記 録 簿

● 医 療 報 告 書（ 参 考 書 式 ）

● 通 常 配 置 表

● 安 全 衛 生 チ ェ ッ ク リ ス ト

発航前検査等記録簿

（船員法に基づく公用航海日誌への要記録事項）

年	月	日	時	分	操舵設備の発航前検査			救命設備点検	非常操舵操練
					舵の作動	装置の目視	装置の作動	整備（毎月）	（3月に1回）

●操舵設備の発航前検査

舵の作動検査	性能どおり舵が十分に作動するか
装置の目視	操舵装置と連結装置に異常がないか
装置の作動	船橋と操舵機室との連絡（電話等）装置は作動するか
●救命設備の点検整備	自己点火灯、救命浮環、救命いかだ等は使用可能な状態にあるか
●非常操舵操練	船橋での操舵不能を想定し、操舵機室より直接舵を作動させる訓練

（参考書式）

医療報告書（Medical Report）

報告日 Date：＿＿＿＿＿＿＿＿

1. 氏名 Name of Patient：＿＿＿＿＿＿＿＿

2.国籍 country：＿＿＿＿＿＿＿＿ 3.性別 Sex：＿＿＿＿＿＿＿＿

4. 年齢 Age：＿＿＿＿ 5.生年月日 born at：＿＿＿＿＿＿＿＿

6.船名 Name of Ship:＿＿＿＿＿＿＿＿ 7. 役職 Name of Position：＿＿＿＿＿＿＿＿

8.患者の状態 Condition of Patient

(1) 主な症状 Chief Complain （該当の項目を〇で囲むこと）

subject	present status			
内 科 系 internal medicine	発 熱 fever	頭 痛 headache	血圧降下 shock	体重減 loss of weight
呼 吸 器 respiratory	咳 cough	呼吸困難 dyspnea	喀 血 hemoptysis	血 痰 bloody sputum
循 環 器 circulatory	胸 痛 chest pain	動 悸 palpitation	不整脈 arrhythmia	高血圧 hypertension
消 化 器 digestive	腹 痛 abdominal pain	嘔 吐 vomiting	吐 血 hematemesis	下 痢 diarrhea
脳 神 経 科 系 nervous	意識障害 coma	マ ヒ palsy	精神異常 neuropathy	狂 暴 violent
外科・整形外科系 surgical, orthopedic	骨 折 fracture	外 傷 injury	脱 臼 dislocation	腰 痛 lumbago
皮膚・泌尿器科系 dermatological, urongenital	発 疹 rash	かゆみ itching	排尿痛 pain on miction	排尿困難 dysuria
眼 科 系 opthalmological	異 物 foreign body	視力低下 loss of vision	充 血 hyperemia	外 傷 injury
耳鼻咽喉科系 oto-rhino-laryngologycal	鼻出血 epistaxis	耳 漏 otorrhea	嗄 声 husky	外 傷 injury
歯 科 Dental	歯 痛 toothache	歯肉腫脹 swollen gum	義歯破損 damage of false tooth	外 傷 injury
そ の 他 others	浮 腫 edema	黄 疸 jaundice	膿 瘍 abscess	

(2) 兆候と経過と処置内容 Onset , Course and Injection：

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

(3) 使用薬品 Medication：＿＿＿＿＿＿＿＿

(4)既往症 Past History：＿＿＿＿＿＿＿＿

通 常 配 置 表 （　　丸 ）

職名		作業の種類			
		時間	航海中	時間	停泊中
甲板部	一等航海士				
	二等航海士				
	三等航海士				
	甲板長				
	甲板員A				
	甲板員B				
機関部	機関長				
	一等機関士				
	二等機関士				
	三等機関士				
	機関員A				
事務部等	司厨長				
	司厨員A				
	事務員A				

～その他各種作業配置体制～

荷役作業配置	
甲板上	
船倉内	

出入港作業配置	
船橋	
船首	
船尾	
機関	

＜最大労働時間＞
船員法では、海員の1日当たりの労働時間及び1週間当たりの労働時間の限度は、それぞれ14時間及び72時間とされています。
（ただし、船舶の航海の安全を確保するために臨時の必要がある場合の労働時間を除きます。）

安全衛生チェックリスト

定期的に自主点検を行ない、常に良好な状態を保つようにしてください。

★点検結果記号：「○」＝良好、「△」＝一部不鮮明･やや不良、「×」＝不良･不備、「ー」＝該当事項なし

【安全関係】

Ⅰ通行及び足場の安全	甲　板	機　関
１歩み板、舷ていの状態（巾４０㎝以上、踏みさん、手すりなど）		
２床面の凹凸箇所、突出物への安全カバー又は警戒塗色		
３頭などがぶつかるおそれのある箇所に被覆又は警戒塗色		
４床面及び通路の整理整頓状況（安全な通路巾の確保など）		
５船内の昇降階段、手すり等の状態（破損、腐食の有無など）		
６墜落危険個所への安全索等の防護措置		
Ⅱ機械その他の危険な個所に対する防護措置		
１動力伝導部分への安全カバー等による接触防護措置		
２蒸気、排気ガス管等への被い等による接触防護措置		
Ⅲその他の危険からの防護及び安全標識		
１使用済みウエス入れの状態（不燃性のふた付き容器）		
２脱出経路を示す夜光指示標識		
３清水管、消火栓等への正しい色分け		
４配電盤への高電圧危険標識		
５その他安全標識（ペイントストア、バッテリー置場、消火器具置場など）		
Ⅳプロパンガスの管理		
１ボンベ置場の状態（直射日光除け被い、固定方法、通風換気など）		
２配管の状態（耐圧ホース、腐食の有無など）		
３ボンベ置場への火気厳禁標識		
４ガス器具を使用する場所の換気及び器具固定の状況		
Ⅴ保護具及び検知器具		
１保護帽、安全靴、保護眼鏡等の備置		
２危険作業に応じた保護具の備置（安全ベルト、作業用救命衣など）		
３積荷等に応じた検知器具の備置（酸素検知器、ガス検知器など）		

【衛生関係】

Ⅰ飲用水の管理	
１公的機関における水質検査による適合（年１回以上）	
２遊離残留塩素含有率測定による適正管理（月１回以上測定、０．１㎎／ℓ以上）	
Ⅱ調理場、食堂等の衛生保持	
１調理場、食堂等の状態	
２残飯保管容器の状態（ふた付き容器）	

【安全衛生管理体制、記録関係】

１安全衛生教育の状況(船内ミーティング、船主等の訪船指導、陸上での研修など)	
２安全衛生デーの設定	
３安全担当者記録簿の備置及び記載状況	
４衛生担当者記録簿の備置及び記載状況	
５操舵設備の発航前検査記録（公用航海日誌等）の記載状況	

【備考】 △及び×とした事項等について具体的に記入し、早期に改善してください。

記入例：機関室からの脱出経路に夜光指示標識がなかったので、会社へ購入を依頼した。

神戸地方船員労働安全衛生協議会・構成会員

（順不同）

(一社)日本船主協会　阪神地区船主会
船員災害防止協会　神戸支部
全日本海員組合　関西地方支部
兵庫海運組合
全国内航輸送海運組合
神戸港はしけ運送事業協同組合
神戸旅客船協会
兵庫県漁業協同組合連合会
扇洋会
協同組合神戸タグ協会
(一財)日本船舶職員養成協会近畿
兵庫労働局労働基準部　労災補償課
兵庫県農政環境部農林水産局　水産課
兵庫県但馬県民局豊岡農林水産振興事務所　但馬水産事務所
神戸市港湾局　調整担当課
神戸市保健福祉局健康部　生活衛生課
神戸市保健所　東部衛生監視事務所
神戸検疫所
神戸海上保安部
(一社)日本海員掖済会　神戸掖済会病院
(一財)神戸マリナーズ厚生会　神戸マリナーズ厚生会病院
(一財)サニーピア医療保健協会　サニーピアクリニック
神戸船具商組合
早駒運輸グループ
(一社)兵庫県小型船舶工業会
兵庫県漁業協同組合連合会　但馬支所
内海水先区水先人会
大阪湾水先区水先人会
日本押船土運船協会
全国内航タンカー海運組合　関西支部
(一財)神戸観光局　港湾振興部
神戸大学大学院　海事科学研究科
(独)海技教育機構　神戸分室
香住海上保安署
但馬漁業協同組合
浜坂漁業協同組合
神戸運輸監理部　海上安全環境部